二　当該法人の認定避難解除等区域復興再生推進事業実施計画に係る積立期間の末日の翌日以後二年を経過する日が当該認定避難解除等区域復興再生推進事業実施計画に記載された福島復興再生特別措置法第十八条第一項に規定する避難解除等区域復興再生推進事業に係る事務所、事業所その他これらに準ずるものの所在する第十七条の二の二第一項又は第二項に規定する避難解除区域等に係るこれらの規定に規定する五年を経過する日（同日までに同条第一項に規定する企業立地促進区域の変更により新たに同項に規定する企業立地促進区域に該当することとなった区域にあっては、政令で定める日。以下この号及び次号において「五年経過日等」という。）後である場合には、当該二年を経過する日をもって当該避難解除区域等に係る五年経過日等とみなす。

三　当該法人が前号の避難解除区域等に係る五年経過日等の翌日以後に当該避難解除区域等において取得又は製作若しくは建設をした機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物のうち、政令で定める規模のもの以外のものは、第十七条の二の二第一項に規定する特定機械装置等に該当しないものとみなす。

12　第六項及び第七項に定めるもののほか、第一項から第五項まで及び第八項から前項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第十九条第六項中「及び第四十六条の二並びにこれら」を「の規定及び同条」に改め、同条第十四項中「第六十五条の七第十五項」を「第六十五条の七第十六項」に改める。

第二十条第一項中「相当する金額を」を「相当する金額以下の金額を」に改める。

第二十五条の二第一項の表の第一号中「第六十四条」を「第七十四条」に、「第六十五条」を「第七十五条」に改め、同条第二項中「法人税の額（この項及び次項、次条第二項及び第三項並びに第二十五条の二の三第二項及び第三項、租税特別措置法第六十八条の九、第六十八条の十第二項、第六十八条の十一第七項から第九項まで及び第十二項、第六十八条の十三、第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項、第六十八条の十五第二項、第三項及び第五項、第六十八条の十五の二、第六十八条の十五の三第二項、第六十八条の十五の四第二項、第六十八条の十五の五、第六十八条の十五の六第七項及び第八項、第六十八条の十五の七第一項、第六十八条の六十八並びに第六十八条の六十九並びに法人税法第八十一条の十三から第八十一条の十七までの規定」を「調整前連結税額（この項及び次項、次条第二項及び第三項並びに第二十五条の二の三第二項及び第三項の規定並びに税額計算特例規定（租税特別措置法第六十八条の九第六項第二号イからニまでに掲げる規定をいう。以下第二十五条の三の三までにおいて同じ。）」に、「とし」を「をいい」に、「調整前連結税額」という」を「同じ」に改め、同条第十二項を削り、同条第十三項を同条第十二項とし、同項の次に次の一項を加える。

13　第二項又は第三項の規定の適用がある場合における税額控除特例規定（租税特別措置法第六十八条の九、第六十八条の十第二項及び第三項、第六十八条の十一第七項から第九項まで、第六十八条の十三第一項及び第二項、第六十八条の十四第二項及び第三項、第六十八条の十五第二項及び第三項、第六十八条の十五の二第二項、第六十八条の十五の三、第六十八条の十五の四第二項及び第三項、第六十八条の十五の五、第六十八条の十五の六第七項及び第八項並びに第六十八条の十五の七の規定その他法人税の額の計算に関する特例を定めている規定として政令で定める規定をいう。以下第二十五条の三の三までにおいて同じ。）の適用については、同法第六十八条の九第六項第二号中「次に掲げる規定」とあるのは、「次に掲げる規定並びに東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二十五条の二第二項及び第三項の規定」とするほか、税額控除特例規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第二十五条の二第十四項を削り、同条第十五項中「第十二項」を「第十一項」に改め、同項を同条第十四項とする。

第二十五条の二の二第二項中「法人税の額（この項及び次項、前条第二項及び第三項並びに次条第二項及び第三項、租税特別措置法第六十八条の九、第六十八条の十一第七項から第九項まで、第六十八条の十三第一項及び第二項、第六十八条の十四第二項及び第三項、第六十八条の十五第二項及び第三項、第六十八条の十五の二第二項、第六十八条の十五の三、第六十八条の十五の四第二項及び第三項、第六十八条の十五の五、第六十八条の十五の六第七項及び第八項並びに第六十八条の十五の七の規定その他法人税の額の計算に関する特例を定めている規定として政令で定める規定をいう。以下第二十五条の三の三までにおいて同じ。）の適用については、同法第六十八条の九第六項第二号中「次に掲げる規定」とあるのは、「次に掲げる規定並びに東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二十五条の二第二項及び第三項の規定」とするほか、税額控除特例規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第二十五条の二第十四項を削り、同条第十五項中「第十二項」を「第十一項」に改め、同項を同条第十四項とする。

第二十五条の二の二第二項中「法人税の額（この項及び次項、前条第二項及び第三項並びに次条第二項及び第三項、租税特別措置法第六十八条の九、第六十八条の十一第七項から第九項まで及び第十二項、第六十八条の十三第一項及び第二項、第六十八条の十四第二項及び第三項、第六十八条の十五第二項及び第三項、第六十八条の十五の二第二項、第六十八条の十五の三第二項、第六十八条の十五の四第二項、第三項及び第五項、第六十八条の十五の五、第六十八条の十五の六第七項及び第八項並びに第六十八条の十五の七の規定その他法人税の額の計算に関する特例を定めている規定として政令で定める規定をいう。以下第二十五条の三の三までにおいて同じ。）の適用については、同法第六十八条の九第六項第二号中「次に掲げる規定」とあるのは、「次に掲げる規定並びに東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二十五条の二第二項及び第三項の規定」とするほか、税額控除特例規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第二十五条の二の二第十四項を削り、同条第十五項中「第十二項」を「第十一項」に改め、同項を同条第十四項とする。

第二十五条の二の二第二項中「法人税の額（この項及び次項、前条第二項及び第三項並びに次条第二項及び第三項、租税特別措置法第六十八条の九、第六十八条の十第二項、第三項及び第五